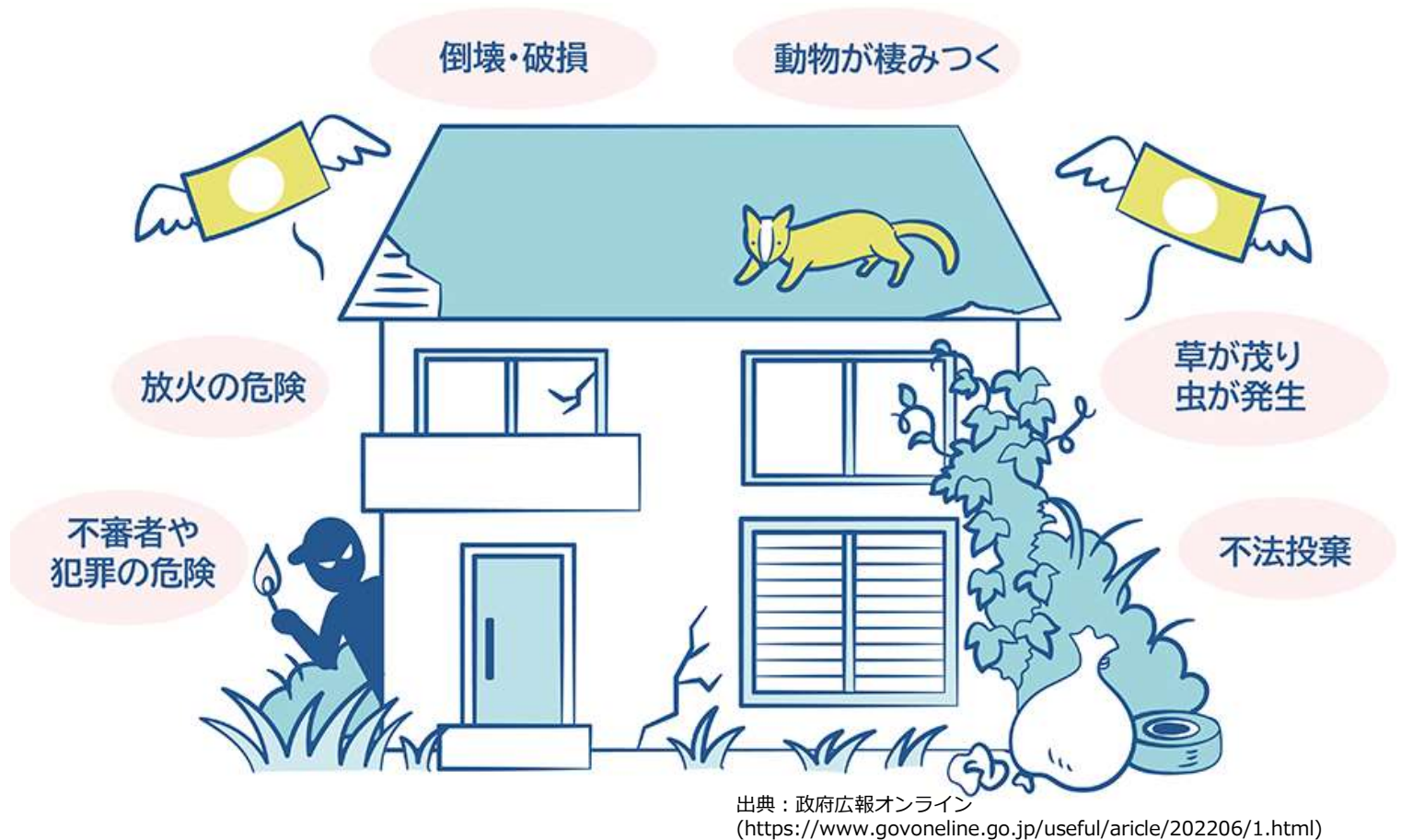


“負”動産になる前に、考えてみませんか？

○空き家を所有するリスク



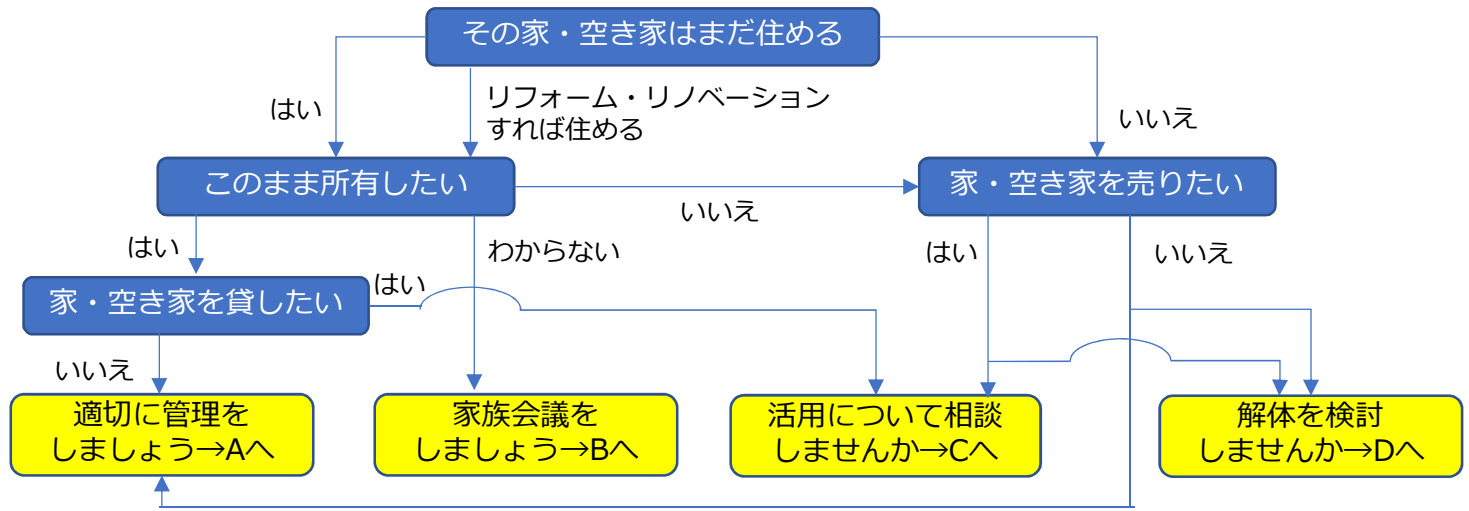
※固定資産税については、2023年の法改正により、管理不全空き家に指定された場合、今後、固定資産税が最大6倍になる可能性があります。

○“負”動産になる前に…

自分たちにとって財産だった家も、空き家として放置されれば子や孫にとっては、所有しているだけでマイナスとなる可能性があります。

これを機に考えてみようという方は、裏面をご覧ください。

○所有している不動産をどのようにしたいか考えてみましょう



A 適切に管理しましょう

ご自身で管理することが難しい場合は、民間の空き家管理業者に依頼しましょう。

B 家族会議をしましょう

親子間、兄弟間でも思いが違う場合があります。ご家族でしっかりお話をされることをおすすめします。相続や登記、土地の境界など疑問があれば、司法書士や土地家屋調査士等の専門家に相談しましょう。

C 活用について相談してみませんか

資産価値は時とともに低下します。宅地建物取引主任者などの専門家について相談しましょう。

D 解体を検討しませんか

昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、耐震診断の結果、耐震性なしと判定された場合、解体に関する補助に該当する場合があります。

○恵庭市では専門の団体と連携し相談体制を構築しています(A～Cに該当した方)

相談窓口	相談内容	連絡先等
(公社)北海道宅地建物取引業協会 札幌東支部	土地や建物の売買や賃貸など利 活用に関するご相談	011-641-8931 受付時間：9:00～17:00 (祝祭日・年末年始・お盆期間除く)
(公社)全日本不動産協会 北海道本部		011-232-0550 受付時間：9:00～17:30 (祝祭日・年末年始・お盆期間除く) 問い合わせ フォーム 
札幌司法書士会	相続、所有権移転登記などに関 するご相談	011-211-8763 (空家等相談ダイヤル) 受付時間：月水金13:00～16:00 (祝祭日・年末年始・お盆期間除く)
札幌土地家屋調査士会	土地や建物に関する登記、土地 の境界などに関するご相談	011-271-4593 受付時間：9:00～17:00 (祝祭日・年末年始・お盆期間除く) 問い合わせ フォーム 
恵庭市企画振興部 まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課	市に登録している不動産事業者 へ橋渡しをします。詳細は、右 QRコードよりご覧ください。	0123-33-3131 (内線2335) 受付時間：8:45～17:15 (祝祭日・年末年始除く) 不動産流通サポート ホームページ 

○住宅の耐震関係に関する相談はこちら(Dに該当した方)

相談窓口	相談内容	連絡先等
恵庭市企画振興部 まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課 建築指導担当	住宅の耐震関係のご相談 詳細は、右QRコードよりご覧 ください。	0123-33-3131 (内線2532) 受付時間：8:45～17:15 (祝祭日・年末年始除く) 木造住宅の耐震診断等 補助事業ホームページ 

※QRコードはデンソーウェーブ(株)の商標登録です。

お問い合わせ先

〒061-1498 恵庭市京町1番地

恵庭市生活環境部生活環境課 TEL0123-33-3131 (内線1182)